

金融円滑化に対する当金庫の取組状況について
中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第 7 条第 1 項に規定する説明書類

氷見伏木信用金庫

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、「金融円滑化法」といいます）」第 7 条第 1 項の規定に基づき、当金庫が、同法第 4 条および 5 条の規定に基づいてとった措置の状況に関する事項、ならびに同法第 6 条の規定に基づいてとった措置の概要に関する事項を、次の通り開示いたします。

第 1 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（以下、「府令」といいます）」第 6 条第 1 項第 1 号に規定する金融円滑化法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

金融円滑化法に基づく措置の実施に関する方針として、平成 21 年 12 月 25 日に理事会の承認を得て、「金融円滑化管理方針」を策定しました。概要については次のとおりです。

- (1) 当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細やかな支援に取り組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していきます。
- (2) 事業者及び個人から、事業資金・住宅資金について、新規融資や貸付条件の変更等に関する相談・申込みがあった場合は適切に対応します。
- (3) 中小企業者からの貸付条件の変更等について、他の金融機関や政府系金融機関、信用保証協会及び中小企業再生支援協議会等が関係している場合には、互いに緊密な連携を図ります。
- (4) 住宅資金借入者から貸付条件の変更等について、他の金融機関、住宅金融支援機構が関係している場合には、互いに緊密な連携を図ります。

第 2 府令第 6 条第 1 項第 2 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

金融円滑化法に基づく措置の状況を把握するための体制を、「金融円滑化管理規程」第 3 条管理体制及び「金融円滑化マニュアル」第 2 章金融円滑化事務フローで定めました。

- (1) 営業店で貸付条件変更を受付した場合は、「条件変更受けシート」「貸付条件の変更等・管理シート」を作成し、実施状況については、毎月業務部へ報告す

る体制としています。業務部はこれらをまとめて常勤理事会へ報告する体制としています。

- (2) 金融円滑化管理責任者は、定期的に又は必要に応じて随時、理事会、監事等へ金融円滑化管理の状況について報告をする体制としています。
- (3) 業務部は条件変更の取組み状況や問題点を把握し、改善策について営業店指導を行なう体制としています。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行なうための体制の概要

金融円滑化法に基づく措置に係る苦情相談を適切に行なうための体制を、「金融円滑化マニュアル」に定めました。

- (1) 営業店では、お客さまからの苦情、相談等に対応するため、金融円滑化ご相談窓口を設置し、金融円滑化対応責任者(苦情・相談等責任者)に支店長、金融円滑化対応担当者(苦情・相談等担当者)に融資担当者を配置しています。

お客さまから、寄せられる苦情・相談については、「苦情・相談処理報告書」に内容を可能な限り具体的に記録し総務部へ報告をする体制としています。

- (2) 本部では、金融円滑化にかかる苦情相談窓口を総務部とし、金融円滑化対応責任者(苦情・相談への対応)に総務部長を配置、営業店から寄せられた苦情・相談に対して連携して対応する体制としています。

また総務部では、お客さまからの苦情相談を受付ける直通電話を設け、お客さまや営業店から寄せられた苦情相談の対応結果について「苦情・相談処理報告書」を作成し、コンプライアンス室で一元管理をする体制としています。

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行なうための体制の概要

金融円滑化法に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を行うための体制を、「金融円滑化マニュアル」に定めました。

- (1) 営業店では、金融円滑化ご相談窓口を設置し、お客さまにきめ細やかな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援をし、積極的に企業・事業再生に取り組む体制としています。
- (2) 本部において常務理事をチームリーダーとした「経営改善支援チーム」を設置し、関係機関と連携しきめ細やかに中小企業が取り組む事業改善を支援する体制としています。
- (3) しんきんビジネスマッチング、コラボ産学官を活用した支援、富山県再生支援協議会、商工会議所、北陸税理士会との連携による支援をする体制としています。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	476	1,430	3,089	4,039	5,227	6,454	7,817	8,482				
うち、実行に係る貸付債権の額	437	1,307	2,917	3,952	5,074	6,261	7,504	8,295				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	4	4	23	23	29	29	29				
うち、審査中の貸付債権の額	38	108	133	26	92	112	214	61				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	10	32	36	36	50	68	95				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた 貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	10	90	249	349	392	484	642	680				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた 貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	5	5	5				

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	67	247	480	661	843	990	1,158	1,269				
うち、実行に係る貸付債権の数	58	232	446	633	808	943	1,109	1,231				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	1	10	10	12	12	12				
うち、審査中の貸付債権の数	9	12	27	11	18	24	20	8				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	6	7	7	11	17	18				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	5	28	65	87	109	135	169	179				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	2	2	2				

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位：百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	19	70	89	96	123	145	149	167				
うち、実行に係る貸付債権の額	16	57	89	96	103	145	145	167				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0				
うち、審査中の貸付債権の額	3	13	0	0	20	0	4	0				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0				

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
 [債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2	8	10	11	15	16	18	19				
うち、実行に係る貸付債権の数	1	5	10	11	14	16	16	19				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	1	3	0	0	1	0	2	0				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0				